

連結財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得価額としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の有価証券……………取得価額

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの……………取得価額

③ 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

ただし、実質価額の低下割合が 30 % 以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

一部の連結対象団体において、最終仕入原価法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～50年
工作物	6年～80年
物品	2年～20年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア	5年
--------	----

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額及び法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額に、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。また、運用益が上回る場合には、その他（基金）にその額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金（手許現金及び要求払預金）には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が、令和4年4月1日より公営企業法適用の下水道事業会計へ移行します。

(2) 組織・機構の大幅な変更

連結対象である第三セクター「株式会社エポックかきのきむら」について、令和3年度より、株式譲渡により民営化移行予定となっています。

4 偶発債務

偶発債務はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
島根県市町村総合事務組合 （一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.35 %
島根県市町村総合事務組合 （市町村職員退職手当特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	みなし連結	—
島根県市町村総合事務組合 （市町村非常勤職員公務災害補償等 特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	6.16 %
島根県後期高齢者医療広域連合 （一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.52 %
島根県後期高齢者医療広域連合 （後期高齢者医療特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.25 %
鹿足郡不燃物処理組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	47.76 %
鹿足郡養護老人ホーム組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	60.00 %
鹿足郡事務組合 （一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	40.65 %
鹿足郡事務組合 （電気通信事業特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	47.61 %
益田地区広域市町村圏事務組合 （益田地区広域市町村圏事務組合 会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	13.38 %
益田地区広域市町村圏事務組合 （益田地区ふるさと市町村圏振興 事業特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	16.34 %
一般社団法人 吉賀町農業公社	第三セクター等	全部連結	—
株式会社 サンエム	第三セクター等	全部連結	—
株式会社 エポックかきのきむら	第三セクター等	全部連結	—

※「全体財務書類における注記」で記載した連結対象団体（会計）は省略しています。

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
ただし、島根県市町村総合事務組合（市町村職員退職手当特別会計）はみなし連結の対象としています。
- ② 地方三公社は、全て全部連結の対象としています。

- ③ 第三セクター等は、出資割合等が 50 %を超える団体（出資割合等が 50 %以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25 %未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、「令和 3 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産」

イ 内訳

該当の資産はありません。